

お知らせ版

INFORMATION

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂町民センター ☎029-289-2211

七会町民センター ☎0296-88-3111

編集・発行/まちづくり戦略課

4月15日発行 No.253

4 月号
令和 8 年
2026



3 / 28 水戸ホーリーホック応援壮行会

七会町民センター「アツマール」

七会町民センターにて、水戸ホーリーホック応援壮行会が行われました。約100人の町民が参加し、選手たちに熱い声援を送りました。水戸ホーリーホックの今後の活躍に期待です。

住宅リフォーム資金を補助します



町在住の方が、個人住宅の維持および機能向上のために行うリフォーム工事の経費の一部を助成します。

対象となる物件

町内に所在する住宅(持ち家)

※店舗兼住宅の場合は、住宅部分のみが対象

対象条件 次の①～⑤の全てに該当すること

- ①申請時点で町内に継続して3年以上居住していること
 - ②助成対象となる住宅の所有者であること
- ※所有者の申請が困難な場合のみ、1親等以内の親族による申請が可能。
- ③申請時点で、町税等および各種資金の貸し付けに係る返済などの債務を滞納していないこと
 - ④令和6年度および令和7年度に本助成金の交付を受けていないこと
 - ⑤町内業者を利用すること

対象となる工事 次の①～③の全てに該当する工事

- ①本助成金を申請し、認定後に工事着工すること
- ※認定前に工事着手された場合は、助成対象外となります。

- ②令和9年3月31日までに工事が完了すること
- ③工事費が10万円(消費税含む)以上であること

申請期限 令和9年2月26日(金)

※期間内に助成金額が予算枠を超えた場合は、その時点で受付を終了いたします。

助成金額

工事費用の10%(千円未満切り捨て) ※上限は10万円

その他 必要書類および施工時の注意事項などについては、お問い合わせください。

申込先・問合せ

都市建設課 ☎029-288-3111(内線278)

木造住宅の耐震化を支援します



町では、地震発生時における既存木造住宅の倒壊などによる災害を防止するため、耐震診断士の派遣および耐震改修工事にかかる費用を支援します。

◆耐震診断士派遣事業

木造住宅耐震診断士を派遣します。

対象となる物件

- ①昭和56年5月31日以前に着工された木材在来工法の戸建住宅
- ②延べ床面積の過半部分が住宅の用に供されていること
- ③階数が2階以下のもの
- ④過去の本事業による耐震診断を受けていないこと

自己負担額 2,000円

申請期限 9月30日(水) ※申込みは先着順となります。

◆耐震改修工事補助事業

耐震改修設計や工事監理、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

対象となる物件

- ①昭和56年5月31日以前に着工された木材住宅
- ②建築基準法第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの
- ③階数が2階以下のもの
- ④延べ床面積が30平方メートル以上のもの
- ⑤在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法により建築されたもの
- ⑥耐震診断における上部構造評点が1未満であるもの

補助限度額 115万円

申請期限 11月20日(金) ※申込みは先着順となります。

申請先・問合せ

都市建設課 ☎029-288-3111(内線278)

常北保健福祉センター 運動教室参加者募集



常北保健センターにおいて、無料の運動教室が開催されます。各教室6月から来年3月にかけて月に1回程度、全10回の開催です。先着25名となりますので、対象者や申し込み方法などをご確認のうえ、お申し込みください。

○からだ・こころ・脳のコンディショニング体操

指導者 所 圭吾 先生

日 程 初回 6月22日(月) 午前10時～11時30分

○筋力アップ教室

指導者 磯崎 幹子 先生

日 程 初回 6月30日(火) 午後1時30分～3時

場 所 常北保健センター 2階研修室

対象者 町内在住で今年度40歳以上になる方、医師による運動制限がない方、介護保険サービスを受けていない方、令和7年度の特定健診または高齢者健診を受診され、健康管理に役立てることができる方

持参するもの 室内用運動靴、タオル、飲み物、ヨガマット(お持ちの方)

申込方法 5月11日(月)午前10時から、申込先窓口にて直接お申し込みください。

※代理人による申し込みはできません。

申込先・問合せ 健康福祉課 健康増進グループ(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550

○体メンテナンス教室

指導者 古村 薫 先生

日 程 初回 6月23日(火) 午前10時～11時30分

○リフレッシュ教室

指導者 古村 薫 先生

日 程 初回 6月10日(水) 午前10時～11時30分

自衛隊への情報提供を希望されない方へ



町では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの請求に応じて、募集事務のために必要な情報を提供しています。自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、本人や親権者などが除外申請の手続きを行うことにより、提供する情報から除外します。

情報提供の除外を希望する方は「自衛官等募集事務に係る情報提供の除外申請書」を窓口を持参、または郵送にて、町民課までご提出してください。

対象者

町に住民登録がある日本住民のうち、令和8年度に18歳または22歳に到達する者

必要書類

- ①対象者本人 除外申請書、本人確認書類
- ②法定代理人 除外申請書、対象者本人および法定代理人の本人確認書類
- ③任意代理人 除外申請書、対象者本人および任意代理人の本人確認書類、委任状

※郵送で申請する場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

受付期限 5月26日(火)

申込先・問合せ

町民課 ☎029-288-3111 (内線114・115・116)

令和8年度城里町高校生会 会員募集



城里町高校生会の趣旨に賛同し、ボランティアに参加できる高校生を募集します。

主な活動

○高校生会総会

場 所 コミュニティセンター城里内
例年5月中旬～下旬頃開催

○町行事への協力

- ・ふれあいの船事業の引率
- ・各種イベントの運営補助
- ・公民館講座の運営補助

〈URL〉<https://logoform.jp/f/paQrf>

○会員同士の交流・レクリエーション等

申込方法 申込みフォーム(URL・QRコード)による申込み、または、申込書に必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局までご提出ください。

申込期間 4月24日(金)

※申込書での受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日は受付しません。)

年間費 500円(教育委員会事務局までご持参ください。)

申込先・問合せ

教育委員会事務局 生涯学習グループ

☎029-288-3135

〈申込みフォーム〉



金婚を迎える方へ 令和8年度金婚式を開催します



金婚式の申し込みを、次のとおり受け付けします。

金婚式期日 9月13日(日) 予定 ※敬老会式典とあわせて開催します。

対象者 昭和52年3月31日以前に婚姻届を提出されたご夫婦

必要書類 戸籍謄本

申込先 長寿応援課・桂町民センター・七会町民センター

申込期限 5月13日(水)

問合せ 長寿応援課 ☎029-353-7125



入札結果(3月分) 価格は全て税抜き、最低制限価格は一般競争入札のみに設定するものです。詳しくは城里町ホームページ内「入札・契約情報」をご覧ください。

工事名等	場所	落札者	予定価格	落札価格
			最低制限価格	
令和7年度 マンテ橋維第1号 第5号橋補修工事	御前山地内	関口工業(株)	23,370,000円 —	22,700,000円
令和7年度 マンテ橋維第2号 第6号橋補修工事	御前山地内	関口工業(株)	14,030,000円 —	13,700,000円
令和7年度 受託特環下第2号 国道123号道路整備事業に伴う管渠移設工事	栗地内	(株)桐原工務店	29,690,000円 —	28,000,000円
令和7年度 町単公下管改第3号 マンホールポンプNo.11交換工事	石塚地内	(株)第一テクノ	2,680,000円 —	2,500,000円
令和7年度 道改委託第16号 町道1011・1012号線路線測量詳細設計業務	石塚地内	城北測量設計(株)	10,000,000円 —	9,500,000円
令和7年度 公園委託第11号 ストックヤード跡地整備実施設計業務	石塚地内	中央技術(株)	7,260,000円 —	6,890,000円
令和8年度 城里町公用バス 運転委託業務(単価契約)	城里町内及び 町外	石塚観光自動車(株)	43,600円 —	29,000円
令和8年度 常北保健福祉センター トレーニング指導委託業務	石塚地内	(株)フクシ・ エンタープライズ	2,394,000円 —	2,330,000円
令和8年度 城里町立小中学校 ICT総合サポート業務	城里町立 小中学校	NTT東日本(株)	2,766,120円 —	2,300,000円
令和7年度 城里町全国瞬時警報システム 新型受信機更新工事	城里町役場	扶桑電通(株)	10,480,000円 —	10,480,000円
令和8年度 第21回城里町ふれあいの船 事業業務	北海道 (道央方面)	東武トップ ツアーズ(株)	12,292,899円 —	10,080,000円
令和8年度 ホロルの湯 汚水処理施設維持管理業務	下古内地内	日化メンテナンス(株)	5,400,000円 —	5,340,000円
令和8年度 かつら水処理センター 水質検査業務	栗地内	(一財)茨城県薬剤師会 検査センター	2,450,000円 —	2,100,000円
令和7年度 河総第10号 新道川管理用道路整備工事(その2)	石塚地内	常北建設工業(株)	13,510,000円 —	13,200,000円
令和7年度 町単公下管修第3号 マンホールポンプNo.5圧送管修繕工事	石塚地内	(株)第一テクノ	2,700,000円 —	2,500,000円
令和8年度 環境センター ばい煙・ダイオキシン類測定業務	環境センター	(株)環境測定 サービス	2,430,000円 —	2,360,000円

問合せ 財務課 ☎029-288-3111(内線235)

<https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000036.html>

スマホがちょうどいい距離感で暮らす - デジタル時代の”自分らしい生活”の整え方 -



本講座では、デジタルをやめるのではなく、上手に付き合うことをテーマに、スマホや情報の距離を見つめ直します。デジタル時代を無理なく、安心して、自分らしく生きるためのヒントが得られます。スマホがない方でも受講が可能ですので、気軽にご参加ください。

講座の内容および期日など ※スマホの操作方法を学ぶ講座ではありません（全4回）

第1回 わたしとスマホの関係を、そっと見直す

日時 6月21日（日）午後2時～4時

内容

- ①スマホが生活に与える影響を振り返る。
- ②「便利」と「負担」の境界線を考える。
- ③自分のスマホ利用の傾向を知るワーク

第2回 情報に疲れなための安心・安全な使い方

日時 6月28日（日）午後2時～4時

内容

- ①情報過多・不安が生まれるしくみを知る。
- ②フェイク情報や過剰な通知との向き合い方
- ③心が疲れにくくなる考え方・選び方

第3回 デジタルを味方にする、自分らしい生活の考え方

日時 7月5日（日）午後2時～4時

内容

- ①デジタルを生活改善に活かす視点
- ②無理のないルールづくり・距離の取り方
- ③講座を通じた気づきの共有

第4回 これからのデジタルとの付き合い方を自分なりに描く

日時 7月12日（日）午後2時～4時

内容

- ①これまでの振り返り（気づき・変化・実践）
- ②デジタルとの距離が変わると、生活や気持ちはどう変わるか。
- ③自分にあった「続けられるルール・考え方」
- ④参加者同士の共有・対話（無理のない範囲で）

場所 茨城県水戸生涯学習センター（水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階）

受講料 3,000円（29歳以下は、1,000円）

定員 40人

申込方法 茨城県水戸生涯学習センターのホームページまたは郵送でお申し込みください。

申込期限 5月15日（金）

申込先・問合せ

茨城県水戸生涯学習センター ☎029-228-1313



▲詳細はこちら

エアロビクス教室 参加者募集



日時 6月～翌年3月の間で全29回

月曜日/月2～3回 午後7時30分～8時30分

場所 常北保健福祉センター 2階 研修室

対象者 ・町内在住で今年度40歳以上の方
・医師による運動制限がない方

定員 先着20名

講師 佐藤 雅美 先生

参加費 無料

持参するもの 室内用運動靴、タオル、飲み物

申込方法 5月25日（月）午後6時30分～7時30分に
申込先窓口にて直接お申し込みください。

※電話や代理人による申し込み、町が主催するほかの
運動教室に参加している方は、申し込みできません。

申込先・問合せ 健康福祉課 健康増進グループ
（常北保健福祉センター内） ☎029-240-6550

人工肛門・人工膀胱造設の方と ご家族のための講習会のお知らせ



人工肛門・人工膀胱造設の方と、そのご家族のため
の講習会を開催します。

日時 5月24日（日）午後1時～3時

※受付は、午後0時30分から

場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館「集会室9号」
（水戸市千波町東久保697）

内容 メディカルケアクリニックかさま副院長による講演
および相談会、「お薬の基礎知識」ほか、講習
ストーマ装具の展示・説明

参加費 無料

申込方法 申込先へ直接電話（留守電）またはFAXにて
氏名、連絡先をお伝えください。

申込期限 5月17日（日）または定員60名になり次第締切り

申込先・問合せ

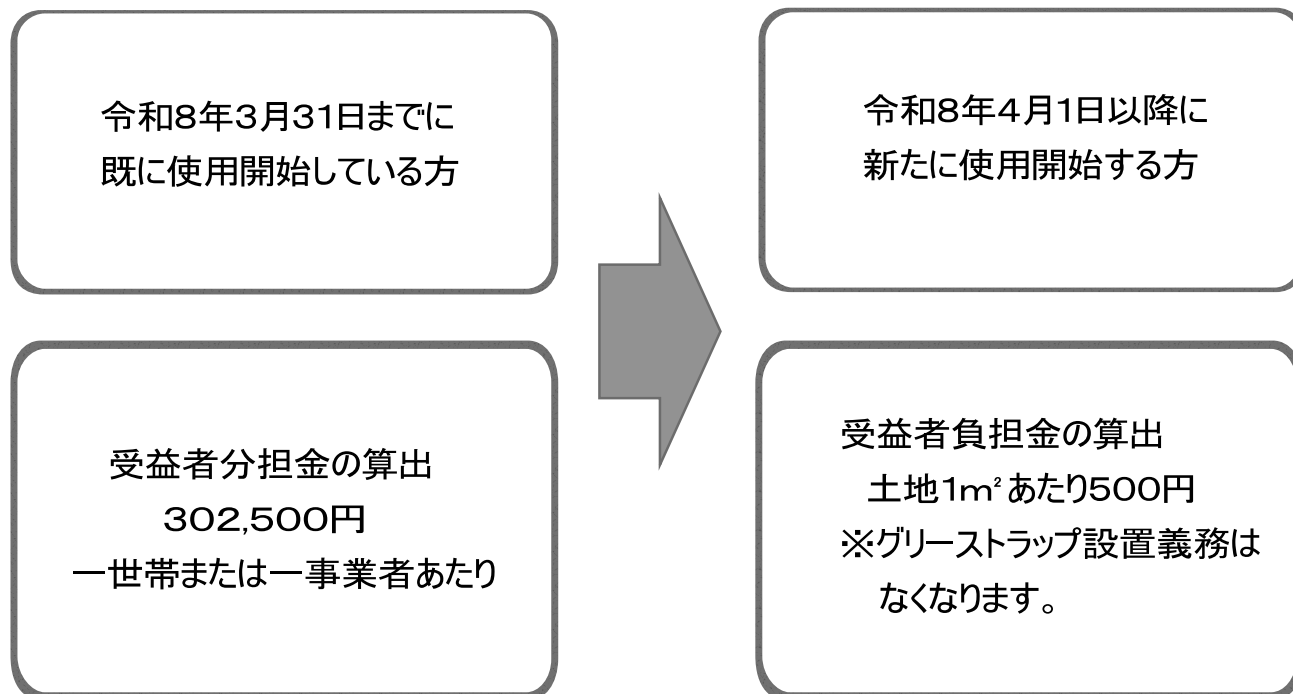
公益社団法人日本オストミー協会 茨城県支部

☎029-247-7836

上下水道課からのお知らせ 公共下水道切替えについて

町では、老朽化した農業集落排水処理施設を、より安定した「公共下水道」へ集約する計画を進めています。この度、対象の一つである「上入野農業集落排水処理施設」を廃止し、公共下水道への切替えを行いましたのでお知らせします。

○公共下水道切替えにより変わること



○公共下水道切替えにより変わらないこと

既に下水道を使用されている方は「受益者負担金」のご負担はございません。

使用料については、引き続き「公共下水道」として、これまでと同じ料金算定方法でお支払いいただきます。

申込先・問合せ

上下水道課 ☎029-288-6699

そのワイヤレス機器、電波トラブルを起こしてるかも！？



総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用するため周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化しています。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの暮らしの安心・安全をおびやかします。安全で豊かな社会を実現するために、電波ルールを守り正しく使いましょう。

○電波の3つのルール

- ①無線機器を使用する際は「技適マーク」の確認を。
- ②外国規格の無線機にはご注意ください。
- ③電波の利用には、原則免許が必要です。

問合せ 総務省関東総合通信局

不法無線局による混信・妨害 ☎03-6238-1939

テレビ・ラジオ放送の受信障害 ☎03-6238-1945

国民年金だより②09

国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)や納付猶予制度、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額させるため、免除などを受けた10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

※障害年金を受けている期間や、生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により、国民年金保険料が全額免除されます。

<追納に関する注意事項>

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合、追納できません。
例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります。
- ②老齢基礎年金を受けている方は追納できません。
- ③追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間の保険料から納めることになります。
- ④追納を希望する場合、申し込みが必要です。

問合せ

国保年金課 ☎029-288-3111(内線140)
水戸南年金事務所 ☎029-227-3278

まごころ

社協善意銀行

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ▷中妻第一自治会 様
地域福祉向上のため | 13,573円 |
| ▷匿名
地域福祉向上のため | 40,800円 |
| ▷水戸ヤクルト販売株式会社 様
保存食セット 12箱 | |

消費生活だより①7

太陽光発電システムの点検商法に注意

<事例1>

突然、事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている」などと説明された。後日、事業者が改めてやってきてドローンを飛ばして点検した。事業者に「パネルをサーモモニターで確認したところ赤くなっているので、今後、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と言われ、言われるがまま約40万円の契約をした。ネットで調べた娘から、だまされているので解約をするように言われた。事業者の説明が虚偽なら解約したい。

(80歳代)

<ひとこと助言>

- ①事業者から「太陽光発電システムの点検が義務化された」などと言われて無料点検を勧められたり、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄などの高額な契約を迫られたという相談が増えています。
- ②太陽光発電システムを効率的に、また安全に利用するためには定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応しましょう。
- ③「点検は義務」と言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。よく分からない場合は、設置業者に相談しましょう。
- ④太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討しましょう。
- ⑤不安に思った場合は、消費生活センターなどにご相談ください。

消費者ホットライン☎188

※消費生活センターの出前講座をご希望の団体等は、下記までご連絡ください。費用は無料です。

◇◆◇心配なことがありましたら、
ひとりで悩まず、ご相談ください◆◆◇

城里町消費生活センター

(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)

☎029-288-3111(内線226)

相談日:月曜～金曜日 午前9時～午後4時